

佐久市保健福祉審議会

資 料 目 次

1	佐久市保健福祉審議会条例	1
2	佐久市保健福祉審議会組織図	3
3	委員名簿	
	(1) 保健福祉審議会委員名簿	4
	(2) 高齢者福祉部会委員名簿	5
	(3) 児童福祉部会委員名簿	6
	(4) 障害者福祉部会委員名簿	7
	(5) 保健部会委員名簿	8
4	報告事項	
	(1) 小規模保育事業所について	9
	(2) 高齢者福祉施策について	13
5	その他事項	
	(1) 第2次佐久市健康づくり21計画の中間評価について	15

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号
改正 平成22年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

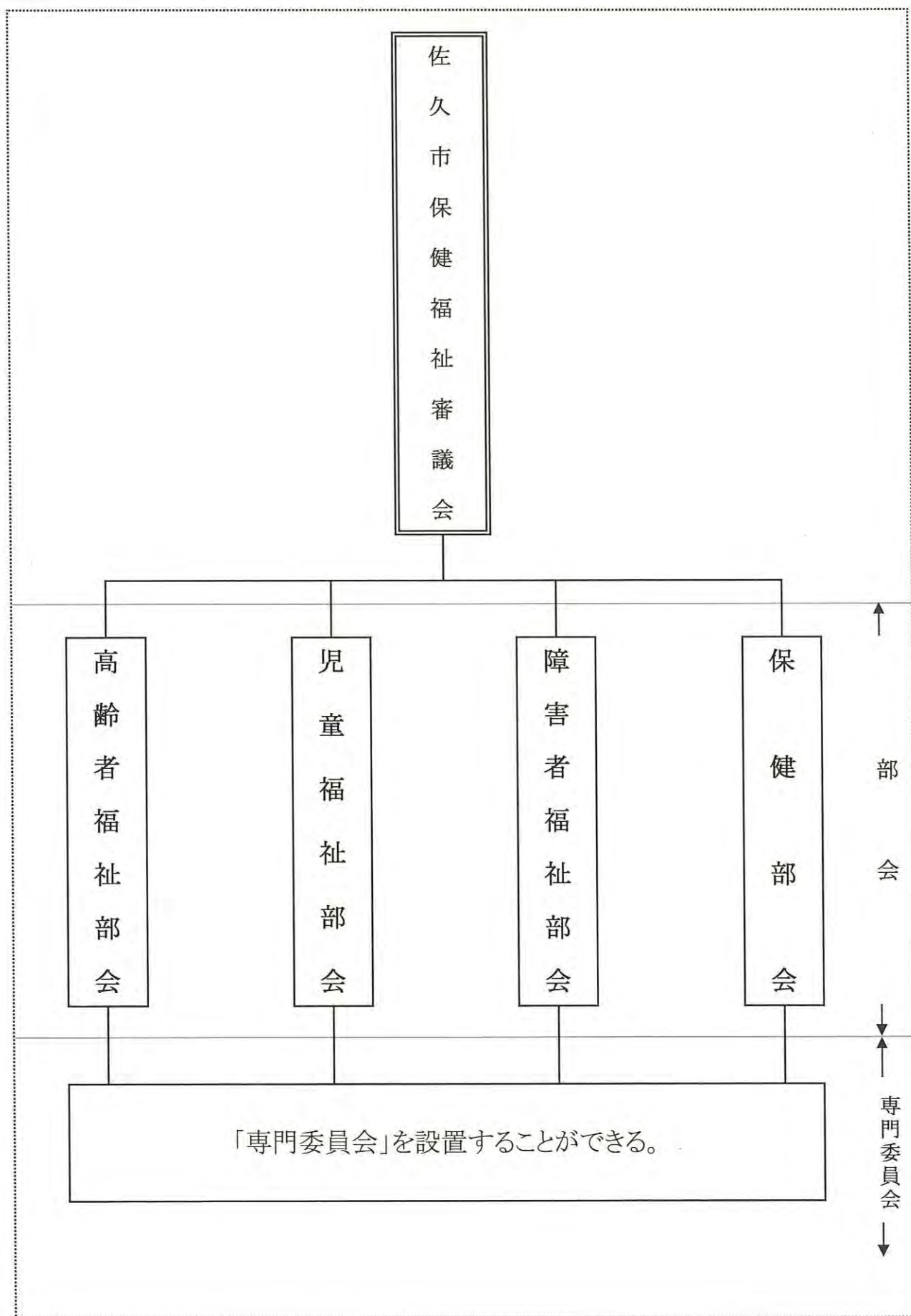
2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成22年3月29日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市保健福祉審議会組織図



佐久市保健福祉審議会委員名簿

任期：R元.10.16～R3.10.15

（敬称略）

選出組織等	役職名等	審議会委員	所属部会
識見者	佐久大学学長	堀 内 ふ き	保健
識見者	長野県弁護士会 佐久在住会	山 田 啓 顕	障害者福祉
識見者	佐久福寿園施設長	和 田 裕 一	高齢者福祉
医師会	佐久医師会会長	岡 田 稔	高齢者福祉
医師会	佐久医師会副会長	堤 雅 史	保健
歯科医師会	佐久歯科医師会会長	高 見 澤 一 伸	高齢者福祉
歯科医師会	佐久歯科医師会会計理事	木 次 大 介	保健
薬剤師会	佐久薬剤師会会長	大 森 健	保健
学事職員会	佐久市学事職員会 泉小学校長	土 屋 哲 章	児童福祉
区長会	佐久市区長会会長	丸 山 和 之	高齢者福祉
行政関係機関	佐久福祉事務所長 佐久保健所次長	山 岸 秋 夫	保健
行政関係機関	佐久児童相談所所長	我 山 公 広	児童福祉
社会福祉協議会	佐久市社会福祉協議会 会長	小 林 光 男	高齢者福祉
民生児童委員 協議会	佐久市民生児童委員 協議会会長	小 平 實	高齢者福祉
民生児童委員 協議会	佐久市民生児童委員 協議会副会長	佐 藤 和 夫	障害者福祉
民生児童委員 協議会	佐久市民生児童委員協議会 主任児童委員部会副部会長	両 澤 正 子	児童福祉
保健補導員会	佐久市保健補導員会会長	木 継 し ち の	保健
人権擁護委員 協議会	佐久人権擁護委員協議会 会長	春 日 利 夫	児童福祉
福祉団体	佐久市身体障害者福祉 協会会長	小 林 壽 夫	障害者福祉
福祉施設	緑の牧場学園施設長	廣 田 典 昭	障害者福祉
福祉施設	NPO法人ウイズ・ハートさく 理事長	杉 田 義 夫	障害者福祉
保育協会	佐久市保育協会会長	井 出 裕 子	児童福祉
私立幼稚園	私立幼稚園園長会代表	小 林 ク ミ 子	児童福祉
栄養士会	長野県栄養士会佐久支部 支部長	丸 山 景 子	高齢者福祉
老人クラブ連合会	佐久市老人クラブ連合会 会長	井 出 進	高齢者福祉

佐久市保健福祉審議会 高齢者福祉部会委員名簿

任期: R元.10.16~R3.10.15

(敬称略)

審議会委員	選出組織等	役職名等	氏名
●	識見者	佐久福寿園施設長	和田 裕一
	識見者	佐久大学 信州短期大学部教授	菊池 小百合
●	医師会	佐久医師会会長	岡田 稔
●	歯科医師会	佐久歯科医師会会長	高見澤 一伸
	薬剤師会	佐久薬剤師会副会長	今牧 健之
●	区長会	佐久市区長会会長	丸山 和之
●	社会福祉協議会	佐久市社会福祉協議会 会長	小林 光男
●	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 会長	小平 實
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	田島 弘
	保健補導員会	佐久市保健補導員会理事	小林 由美子
●	栄養士会	長野県栄養士会佐久支部 支部長	丸山 景子
●	老人クラブ連合会	佐久市老人クラブ連合会会長	井出 進
	介護職域代表	居宅介護支援事業者 連絡協議会会長	山田 美咲

佐久市保健福祉審議会 児童福祉部会委員名簿

任期: R元.10.16~R3.10.15

(敬称略)

審議会委員	選出組織等	役職名等	氏名
	識見者	佐久市子ども特別対策 推進員	池 田 喜 忠
●	学事職員会	佐久市学事職員会 泉小学校長	土 屋 哲 章
	区長会	佐久市区長会副会長	市 川 邦 一
●	行政関係機関	佐久児童相談所所長	我 山 公 広
●	民生児童委員協議 会	佐久市民生児童委員協議会 主任児童委員部会副会長	両 澤 正 子
●	人権擁護委員協議 会	佐久人権擁護委員協議会 会長	春 日 利 夫
●	保育協会	佐久市保育協会会長	井 出 裕 子
●	私立幼稚園	私立幼稚園園長会代表	小 林 クミ子
	栄養士会	長野県栄養士会佐久支部 支部地域事業部長	鈴 木 さゆり
	PTA代表	佐久市PTA連合会会長	森 角 和 士
	PTA代表	佐久市PTA連合会副会長	土 谷 豊
	保育園保護者代表	佐久市保育園保護者会 連合会会長	井 出 幸 義
	幼稚園保護者代表	佐久市幼稚園保護者代表	濱 さやこ

佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会委員名簿

任期：R元.10.16～R3.10.15

(敬称略)

審議会委員	選出組織等	役職名等	氏名
●	識見者	長野県弁護士会 佐久在住会	山 田 啓 顕
	識見者	障害者スポーツ指導員	山 田 秀 光
	区長会	佐久市区長会副会長	金 澤 英 人
●	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	佐 藤 和 夫
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	土 屋 珠 江
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	武 重 和 彦
	保健補導員会	佐久市保健補導員会理事	萩 原 葉 子
●	福祉団体	佐久市身体障害者福祉協会 会長	小 林 壽 夫
●	福祉施設	緑の牧場学園施設長	廣 田 典 昭
●	福祉施設	NPO法人ウイズ・ハートさく理事長	杉 田 義 夫
	PTA代表	小諸養護学校PTA佐久支部 支部長	土 屋 加 寿 子
	産業関係団体	佐久商工会議所 理事	上 原 卓
	在宅看護職	在宅看護職の会	横 山 孝 子

佐久市保健福祉審議会 保健部会委員名簿

任期: R元.10.16~R3.10.15

(敬称略)

審議会委員	選出組織等	役職名等	氏名
●	識見者	佐久大学学長	堀 内 ふ き
●	医師会	佐久医師会副会長	堤 雅 史
●	歯科医師会	佐久歯科医師会会計理事	木 次 大 介
●	薬剤師会	佐久薬剤師会会長	大 森 健
	区長会	佐久市区長会副会長	小 林 直 人
●	行政関係機関	佐久福祉事務所長 佐久保健所次長	山 岸 秋 夫
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会副会長	白 鳥 昭 夫
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会副会長	鷹 野 勝
●	保健補導員会	佐久市保健補導員会会長	木 継 し ち の
	栄養士会	長野県栄養士会佐久支部副支部長	柳 沢 喜 美 子
	歯科衛生士会	長野県歯科衛生士会小諸・佐久支部	猿 谷 浩 子
	食生活改善推進協議会	佐久市食生活改善推進協議会会長	小 林 美 枝 子

小規模保育事業所の整備について

○整備の背景

- ・3歳未満児の保育園への入所者の急増
- ・浅間地区の保育園への入所希望の集中
- ・現状の施設での対応は難しい
- ・今後も未満児の入所希望は増加傾向と予想される



早急な3歳未満児の受け入れ策が必要



小規模保育事業所により入所希望に対応

○小規模保育事業所 ～ 3歳未満児専門の保育施設 ～

対象児童 0歳～2歳

施設定員 6人～19人 (19人を予定)

◆児童福祉法 ～抜粋～

第6条の3第10項

この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

◆佐久市子ども・子育て支援事業計画 ～抜粋～

保育所の統合、幼稚園の認定こども園への移行、地域型保育事業の参入、保育所の入所定員の適正化により量の見込みを確保するとともに、今後も利用希望者の動向に注視しつつ、年度途中の入所希望者も含めた提供体制の確保を図ります。

○実施財源

保育所等整備交付金を活用

負担割合 国 : 1/2 市 : 1/4 事業者 : 1/4

○開所予定 令和2年4月1日(予定)

小規模保育事業所の整備について

小規模保育事業所：0～2歳児を保育の対象とする定員6人～19人の認可事業所

小規模保育事業所①

名称

岩村田北保育園分園(仮)

所在地

佐久市岩村田3150-1(仮)
(旧岩村田保育園跡地)

定員

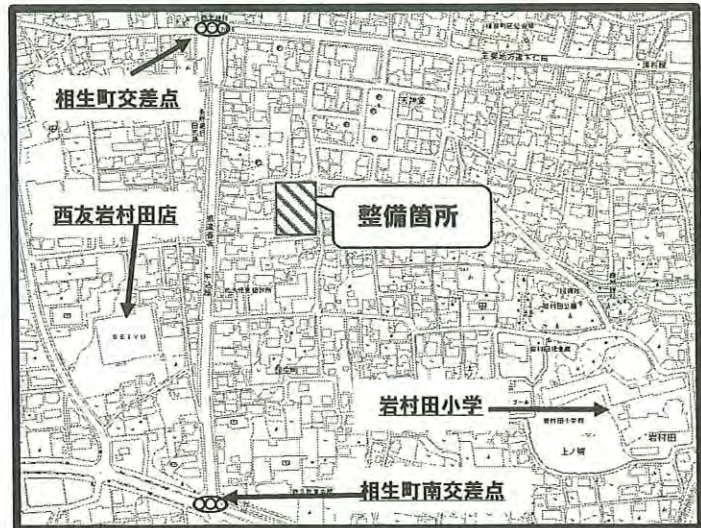
19人(0歳児～2歳児)

設置運営主体

社会福祉法人いずみ会
岩村田北保育園

建物概要

木造平屋建て 約160㎡



小規模保育事業所②

名称

岸野保育園分園(仮)

所在地

佐久市根々井197-1(仮)
(旧市営住宅根々井団地跡地)

定員

19人(0歳児～2歳児)

設置運営主体

社会福祉法人双緑会
岸野保育園

建物概要

木造平屋建て 約160㎡



整備スケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
		設計			建設工事・準備					開園

地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6~19人

家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1~5人

事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども＋
地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3種類の認可基準を設定しています。

A型: 保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**: 中間型 **C型**: 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

※また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食	
小規模 保育事業 	A型	保育所の配置基準+ 1名	保育士*1	0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型	保育所の配置基準+ 1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡	
	C型	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡	
家庭的 保育事業 	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡		
事業所内 保育事業 	定員20名以上… 保育所の基準と同様 定員19名以下… 小規模保育事業A型、B型の基準と同様				
居宅訪問型 保育事業 	0～2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—	

・小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

〈参考〉

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	---	--

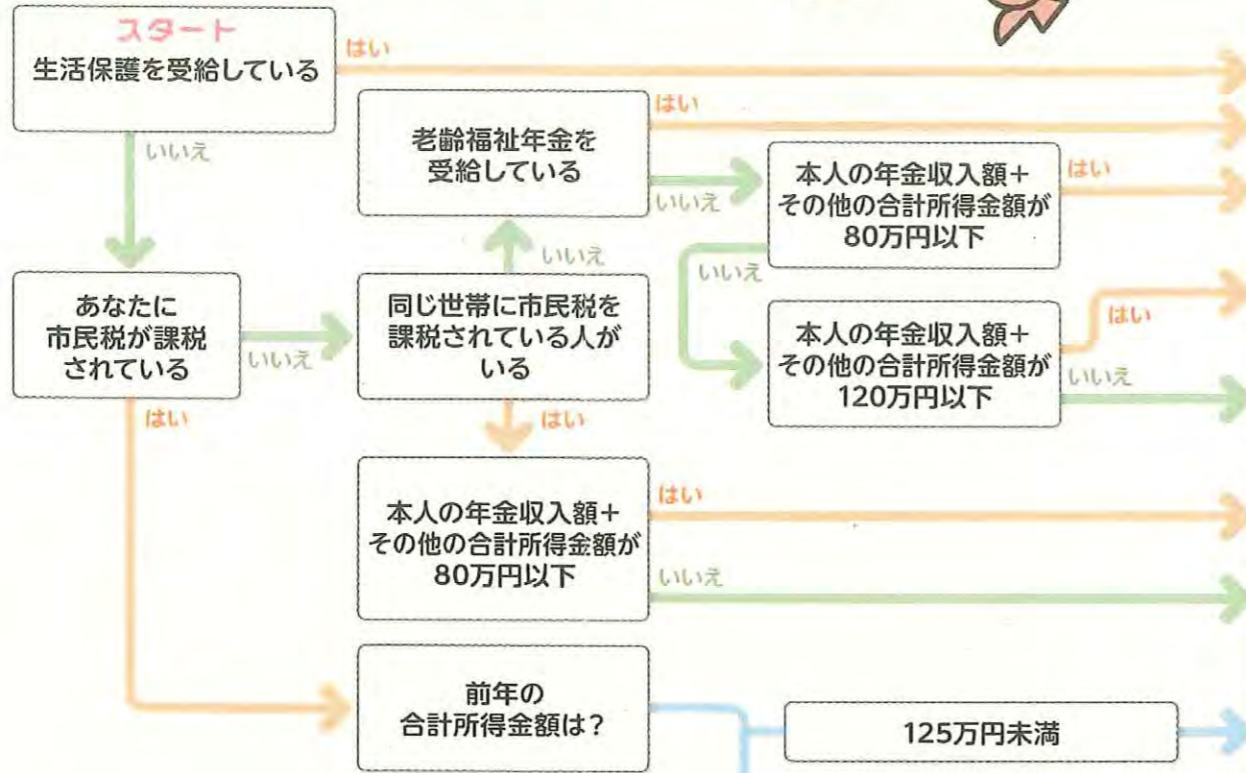
*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者として。

*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

【令和元年度 介護保険料】

あなたの介護保険料を確認しましょう



・ 高齢福祉年金 ・

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

・ 合計所得金額 ・

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年4月からは、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」した金額を用います。

市区町村ごとに決められた「基準額」をもとにみなさんの所得などに応じて段階的に決められます

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている人 本人および世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受けている人 本人および世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額(※1)+その他の合計所得金額(※2)が80万円以下の人	基準額×0.375	25,400円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.625	42,300円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える人	基準額×0.725	49,100円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に課税者がいる)で本人の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.88	59,600円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯内に課税者がいる)で本人の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える人	基準額	67,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.25	84,700円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.35	91,500円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.5	101,700円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75	118,600円

平成30年度保険料

基準額
×0.45 30,500円

基準額
×0.75 50,800円

基準額
×0.75 50,800円

(※1) 年金収入額：障害年金や遺族年金等の非課税年金は含まれません。
(※2) その他の合計所得金額：公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。

【備考】

- ・ 介護保険法の一部改正に伴い、第1号被保険者に係る保険料について、低所得高齢者の保険料の更なる負担軽減を図るため、令和元年第2回定例会（6月議会）において、佐久市介護保険条例の一部改正を行った。
- ・ 平成27年度において、消費税による公費を投入して低所得高齢者の保険料軽減を行う仕組みが設けられ、平成30年度まで、市民税非課税世帯の第1段階の世帯に対する軽減措置が実施されていた。令和元年10月、消費税率が改定となることに伴い、第1段階から第3段階までの全ての市民税非課税世帯に対する軽減措置を実施した。
- ・ 軽減措置は、平成31年4月より実施、軽減分の保険料は、国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）で負担する。

総合事業とは...

65歳以上の方を対象とした、市町村が行う介護予防事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスをスムーズに利用することができるもの。

◎ 介護保険の全体像

介護給付(要介護1～要介護5)	
介護予防給付(要支援1～要支援2)	
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1～2、それ以外の者) ○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス(現行相当訪問型サービス、訪問型サービスA・C、訪問型サービスD) ・通所型サービス(現行相当通所型サービス、通所型サービスA、通所型サービスB・C) ・介護予防支援事業(ケアマネジメント) ○一般介護予防事業 ・75・80歳おたっしゅ訪問事業 ・フレイル予防等訪問指導事業、生活習慣病重症化予防事業 ・脳の健康度測定 ・健康相談、健康講話 ・お出かけリハビリテーション事業 ・栄養改善教室事業 ・転倒骨折予防事業 ・はつらつ音楽サロン事業 ・脳いきいき健康教室 ・認知症予防相談・啓発事業 ・お達者応援団育成塾 ・介護予防ケアマネジメント地域ケア個別会議 など
	包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営 (第7期介護保険事業計画 H31.4～ 1 包括増設) ・介護予防マネジメント、総合相談支援、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実 など ○在宅医療・介護連携の推進 ・医療介護連携推進協議会、老い支度講座 など ○認知症施策の推進 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 など ○生活支援体制整備 ・コーディネーターの配置、協議体の設置 など
	任意事業
	○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業

● 訪問型サービス

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助(助成)	直接実施	
基準	旧予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

● 通所型サービス

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助(助成)	事業者指定
基準	旧予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業所の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職

第2次佐久市健康づくり21計画

平成28年度～平成34年度

概要版

平成28年（2016年）3月

佐久市

はじめに

「健康」は、私たち一人ひとりがいきいきと暮らし、充実した生活を送るための基本となるものであり、すべての人の共通の願いです。

少子高齢化が進行する中、これまで取り組んできた施策に加え、生活習慣病予防、介護予防等の予防活動を中心とした、「新たな視点」から見た「新しい保健の推進」に関する提言による事業を実施していくにあたり、すべての市民が健康で生きがいをもって暮らせるよう、健康増進法に基づく「佐久市健康づくり21計画」と食育基本法に基づく「佐久市食育推進計画」の両方の性格を併せ持つ、新たな健康づくりの指針として、平成28（2016）年度以降の「第2次佐久市健康づくり21計画」を策定いたしました。

この計画は、世界最高健康都市の構築に向け、国の健康日本21（第2次）及び第2次食育推進基本計画を踏まえ、すべての市民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができ、20年後も30年後も健康長寿都市であり続けられるよう、市民の生活の質の向上を図るとともに、健康寿命の延伸と、健康格差の縮小を最終的な目標に掲げております。

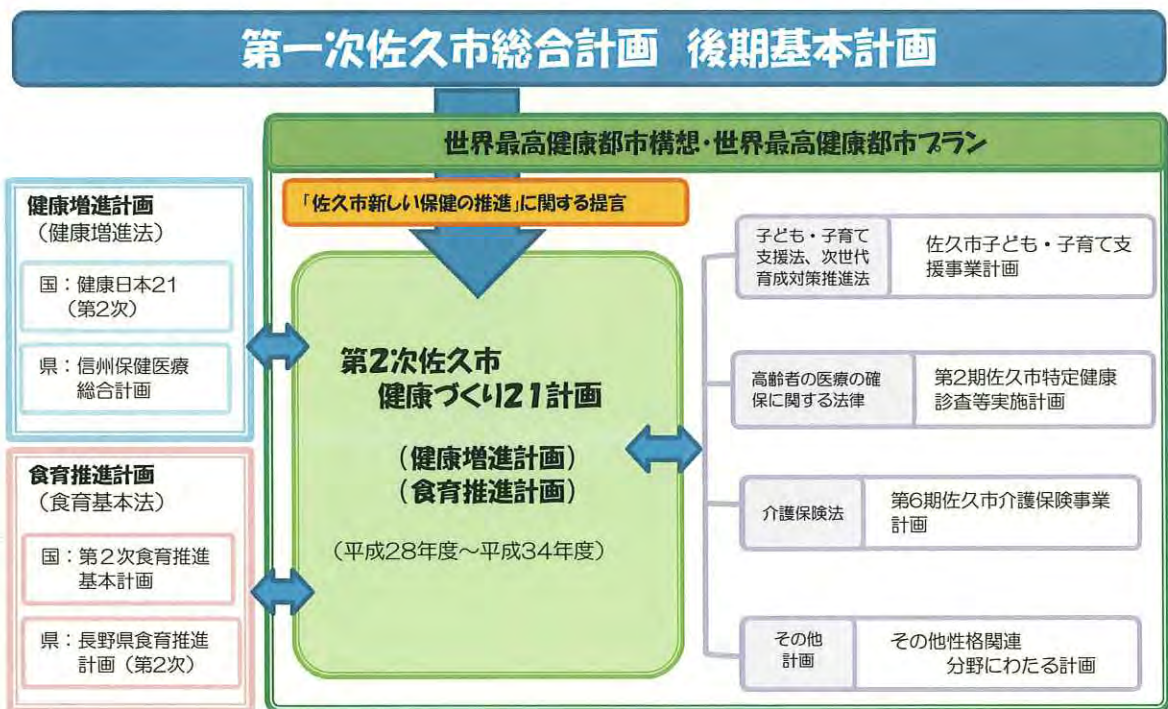
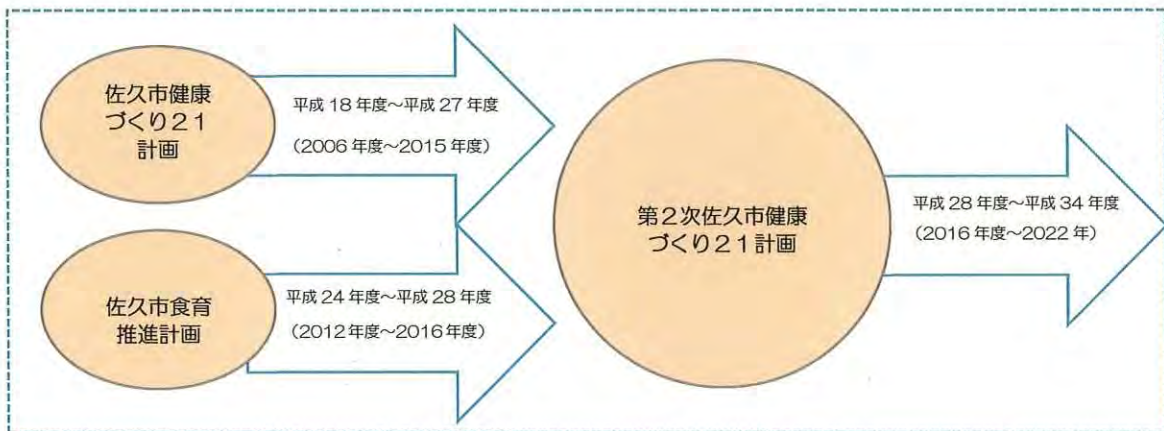
◇この計画は、健康的な生活習慣の形成や生活習慣の改善による疾病の発生予防を中心とした健康づくりに焦点を当て、市民の皆様の健康づくりを支援するための計画です。

「第2次佐久市健康づくり21計画」とは？

「第2次佐久市健康づくり21計画」とは、本市が、平成18年度に策定した「第1次佐久市健康づくり21計画」に続く第2次計画です。

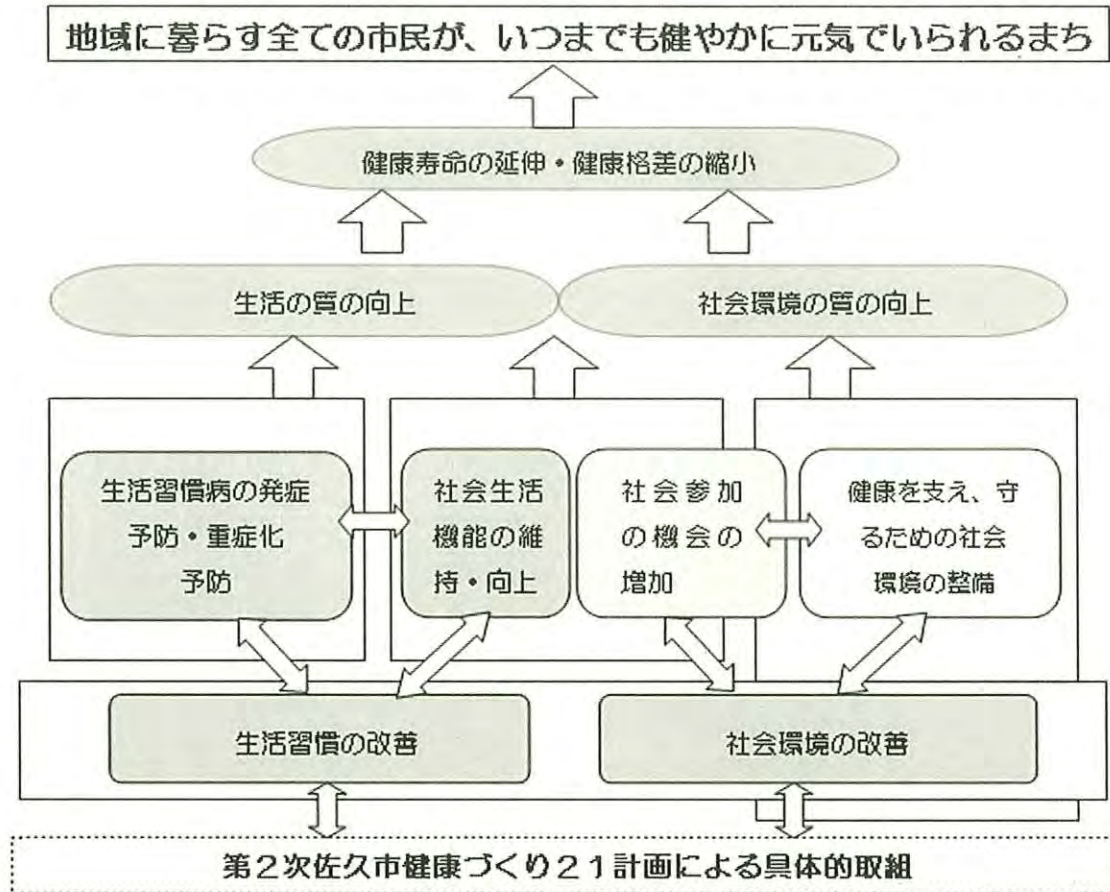
この計画は、新たに生じた健康課題など私たちの健康を取り巻く環境の変化に対応するため、国が平成24年7月に改正した「健康日本21（第2次）」の考え方を踏まえており、今後の本市における健康づくり施策を推進するための指針となります。

また、健康づくりに関連する本市の各計画と整合性（連携・調和）を図り、市民が健康に暮らせるまちづくりに向けた施策を展開します。



この計画の最終的な目的は？

「健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸」及び「健康格差（地域や社会経済の状況の違いによる集団における健康状態の差）の縮小」の実現に向けた取組みをします。そのために、生活習慣病の予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、**社会参加の機会の増加**、**社会環境の整備**を目指し、これらの目標達成のために生活習慣及び社会環境の**改善**に取組みます。



計画の期間と評価

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成34年度（2022年度）までの7年間とします。

また、目標の達成に向けた計画の適正な進行管理のため、開始から4年目の**平成31年度**を目途に中間評価を実施し、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行います。

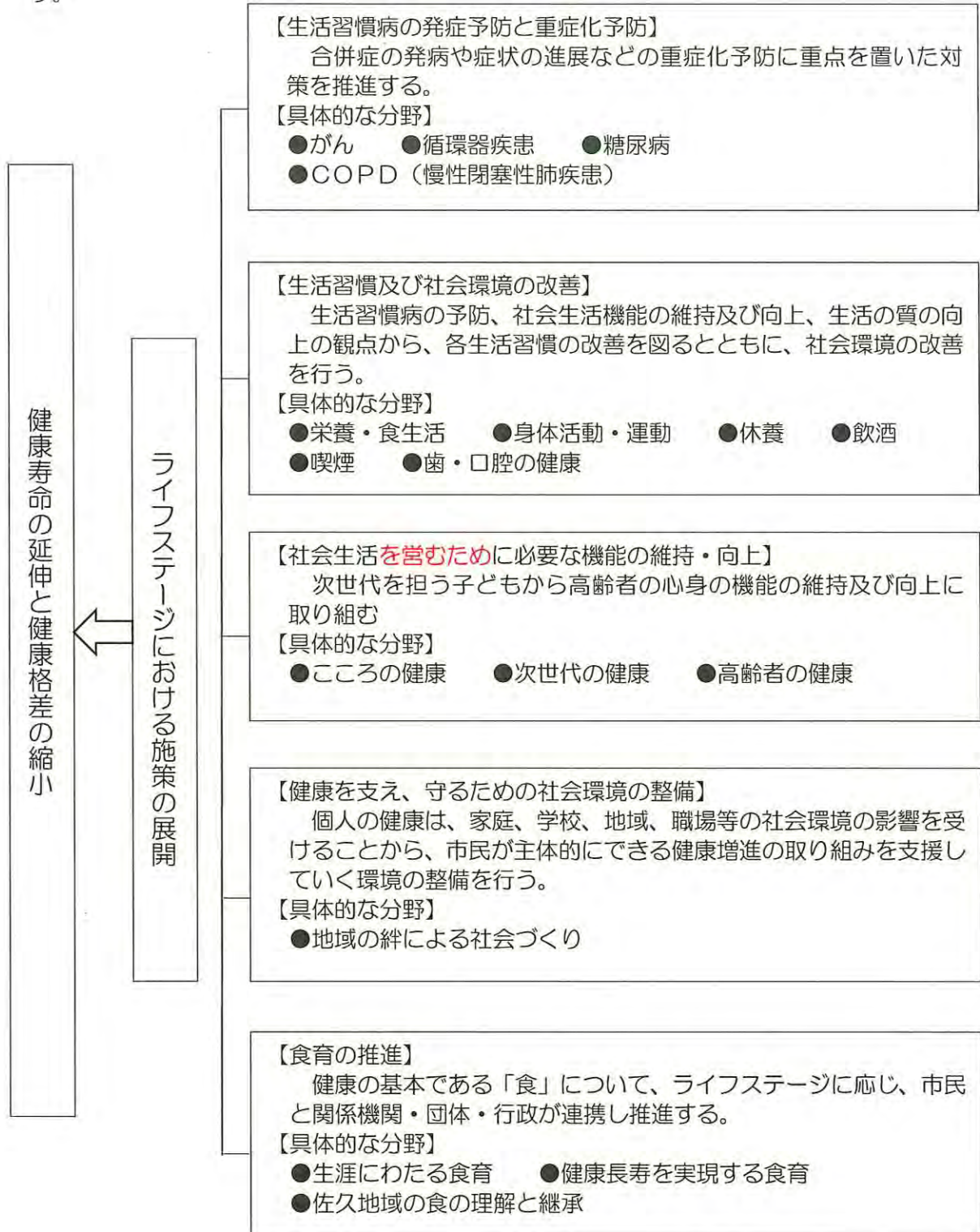
最終年度となる平成34年度には、その後の健康づくり施策に反映させるため計画の総合的な評価を行います。



計画の基本方針と具体的な分野

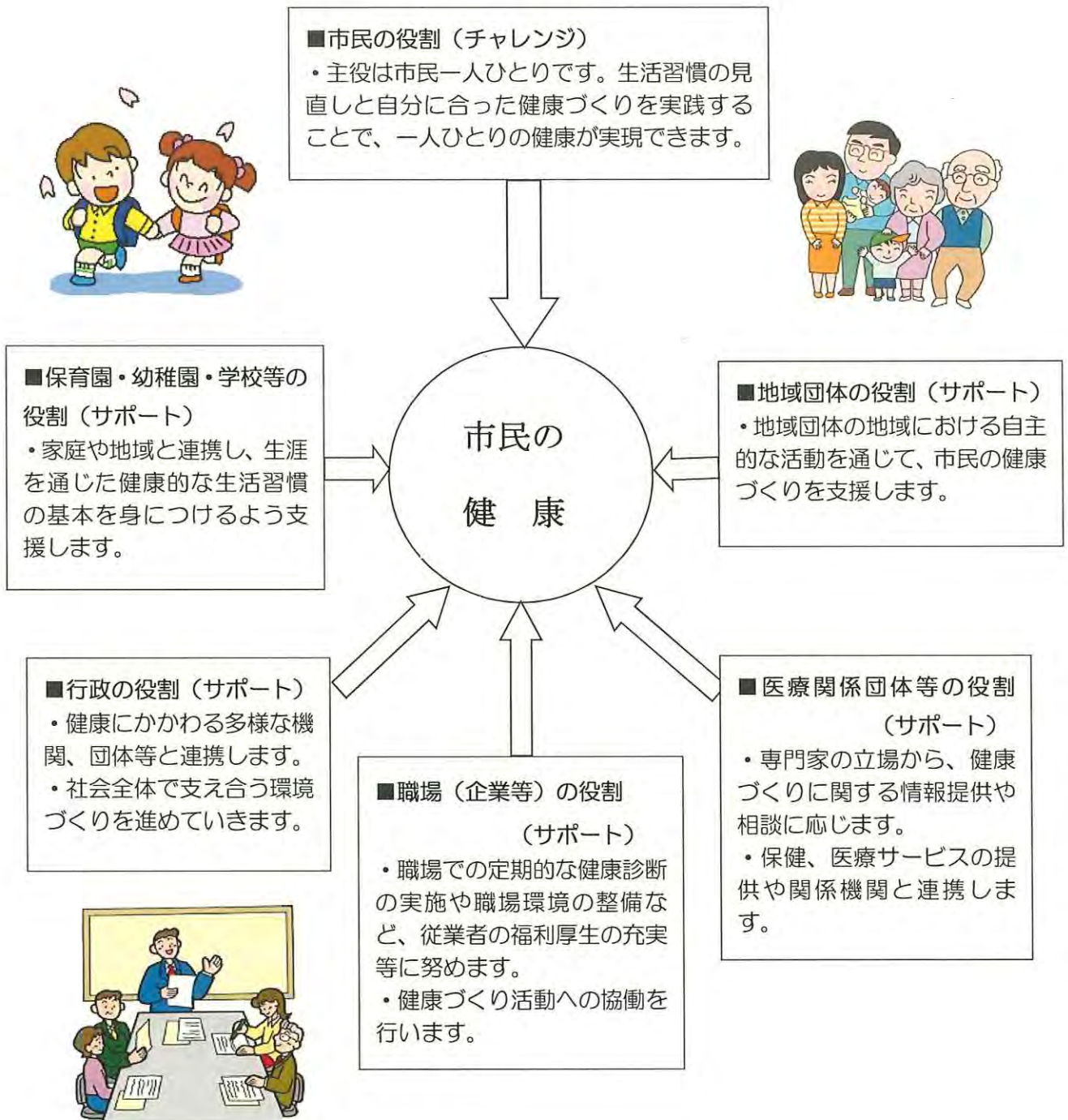
本計画では、今後取り組む施策を次の5つの分野17項目に分けて、それぞれの現状と課題を洗い出すことにより、取り組むべき施策の方向性を設定します。

健康的な生活習慣の形成や改善に向けた課題は、年代ごとに異なっているため、胎児期から高齢期までのライフステージに合った施策を展開することで、総合的な健康づくりを推進します。



健康づくりの推進とそれぞれの役割

この計画では、市民、関係団体、行政などがそれぞれの役割を担い、計画の基本方針や目標を取り入れた健康づくりに関する取組みを進めることとしています。



ライフステージ別目標項目と「新しい保健」による事業


健康的な生活習慣の形成や改善に向けた課題は世代ごとに異なっており、妊産婦・乳幼児期から高年期に至るそれぞれの段階で抱える健康課題に取り組むことで、高齢になっても自立した生活を営むことを目指します。

大目標		市民が生涯を通して、豊かな心と健やかな体を育てるための		
ライフステージにわたる目標		胎児 0才	18才	20才
		<ul style="list-style-type: none"> ●健康寿命の延伸 ●健康格差の縮小 		
生活習慣病重症の発症予防の徹底	がん	・子宮頸がん検診の受診率向上		
	循環器疾患			
	糖尿病			
	COPD	・COPDの認知度の向上		
生活習慣及び社会環境の改善	栄養・食生活	<ul style="list-style-type: none"> ・適正体重を維持している者の増加（肥満、やせの減少） ・適切な量と質の食事をとる者の増加（食育の推進） ・共食の増加（食事を1人で食べる子の割合の減少） 		
	身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> ・運動習慣者の割合の増加 ・住民が運動しやすい環境整備 		
	休養	・睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少		
	飲酒	・妊娠中の飲酒をなくす ・未成年者の飲酒をなくす		
	喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の喫煙をなくす ・未成年者の喫煙をなくす ・成人の喫煙率の減少 ・受動喫煙の機会を有する者の割合の減少（啓発活動の推進） 		
	歯・口腔の健康	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期・学齢期のう蝕のない者の増加 （う蝕予防歯科指導の充実） 		
要社会機能生活の営むための向上に必	次世代の健康・高齢者の健康	<ul style="list-style-type: none"> ・適正体重の子どもの増加 ・健康な生活習慣（栄養・食生活・運動）を有する子どもの割合の増加 （学校血液検査結果に基づく健康相談、「生活点検票」の導入、小学生「歩」、中学生「走」教室の導入） 		
	こころの健康	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺者の減少（心のホットライン佐久のフリーダイヤル化） ・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少 		
境のえ健康の社る会たを備環境め支	ソーシャルキャピタルの向上	・地域のつながりの強化（ 保健補導員、食生活改善推進員などの活動の強化 ）		
食育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・食育応援隊の育成 		
	食育	<ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿を実現するための生涯にわたる食育の推進 ・郷土の食の理解と継承 ・「地産地消」の取り組み 		

本編では、生活習慣の改善など、市民自ら取り組む項目を「チャレンジ」とし、関係機関や行政などが連携し、後押しする項目を「サポート」としました。

また、“赤ちゃん”から“お年寄り”まで、家族みんなが健康であるために～「新しい視点」で取り組むべき保健活動である『佐久市新しい保健の推進』による目標項目もあわせて推進します。

※佐久市新しい保健の推進による事業は、斜字及び太字で表示してあります。

行動がとれる		
40才	60才 65才	75才
		
<ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診の受診率向上・肺がん検診の拡大 ・精密検査受診率の向上 ・75歳未満のがんの死亡割合の減少 ・高血圧の改善 ・脳血管疾患・虚血性心疾患の死亡率の減少 ・脂質異常症の減少 ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 ・特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上 (健康診査料金の低料金化) ・血糖コントロール不良者の割合の減少 (慢性腎臓病予防) ・糖尿病有病者の増加の抑制 ・治療継続者の割合の増加 ・糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少 		
(森林セラピーの強化、ウォーキングステーションの充実)		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎日飲酒する者の割合の減少 ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 		
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に歯科検診を受診する者の増加 ・歯周病を有する者の割合の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能の維持・向上 ・歯の喪失防止 ・低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制 ・介護保険サービス利用者の増加の抑制 ・認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上 (認知症対策の推進) ・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している市民の割合の増加 ・足腰に痛みのある高齢者の割合の減少 ・就業又は何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加 	
(ゲートキーパー養成研修、職員研修会の実施)		

健康目標一覧

この計画では、生活習慣の改善など健康づくりに関する具体的な取組目標と、その取組目標を具体的で実効性のあるものにするための目標（数値目標）を設定し、施策を展開します。

【設定の考え方】

- (1) 国が推進する「健康日本21（第2次）や前計画の評価、市民アンケート調査結果等を踏まえて市民の健康状態や健康づくりに対する意識・行動の実態を把握し、重要性や実効性などを加味した目標を設定します。
- (2) 健康課題に応じて市民や関係機関・団体などが目標を共有できるように親しみやすい取組目標を設定し、目標達成に向けた目安としての健康指標とします。

1 生活習慣病の発症予防と重症化予防

(1) がん

指 標	現状値	目標値	
① 75歳未満のがん死亡割合の減少	34.2%	30.8%	
② がん検診受診率の向上	肺がん検診	11.3%	12.4%
	大腸がん検診	9.8%	10.8%
	胃がん検診	6.1%	6.7%
	乳がん検診	9.3%	10.2%
③ 精密検査受診率の向上	子宮頸がん検診	8.2%	9.0%
	肺がん検診	74.7%	82.2%
	大腸がん検診	56.4%	62.0%
	胃がん検診	28.6%	31.5%
	乳がん検診	85.6%	94.2%
	子宮頸がん検診	75.4%	82.9%

(2) 循環器疾患

指 標	現状値	目標値
①脳血管疾患の死亡率の減少（人口10万対）	121.1 (H24)	現状維持
②虚血性心疾患の死亡率の減少（人口10万対）	201.1 (H24)	現状維持
③高血圧者（I度高血圧以上）の割合の減少	男性 21.4% 女性 13.7%	現状維持
④LDL コレステロール高値（160以上）の割合の減少	男性 9.3% 女性 15.8%	男性 6.2% 女性 8.8%
⑤メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	25.1%	18.7%

(3) 糖尿病

指 標	現状値	目標値
①HbA1c6.5%以上（受診勧奨判定値以上）の人の割合の抑制（40～74歳）	7.7%	8.7%
②糖尿病性腎症による新規透析導入者数減少	7人	5人

※5年間の平均増加率0.175%×最終目標までの期間8年＝1.4%を1.0%の増加とする。

(4) 慢性閉塞性肺疾患（COPD）

指 標	現状値	目標値
COPDを知っている人の増加	12.7%	67.7%

2 生活習慣及び社会環境の改善

(1) 栄養・食生活

指 標	現状値	目標値
①適正体重を維持している人の増加 ・肥満傾向にある子どもの割合の減少 (次世代の健康と同様)	小5 3.6% 中2 5.3%	次世代の健康と同様
・40～74歳のBMI25以上の者の割合の減少	男性 27.9% 女性 20.0%	男性 26.8% 女性 18.7%
・20～39歳のBMI18.5未満の者の割合の減少	データなし	23%
②1週間のうち朝食と夕食を誰かと食べた回数が7回未満の者の割合の増加抑制	小5 18.5% 中2 22.2%	維持
④野菜摂取量の増加	286g	350g

(2) 身体活動・運動

指 標	現状値	目標値
①1日1時間以上の運動の実施がないものの減少	37.0%	33.7%
②1回30分以上の運動習慣のないものの減少	64.0%	54.0%

※目標値はH26年度の現状値が出てから伸び率をみて目標値を設定する。

(3) 休養

指 標	現状値	目標値
①睡眠による休養を十分とれているものの割合の増加	男性 76.5% 女性 74.4%	男性 79.5% 女性 77.4%

(4) 飲酒

指 標	現状値	目標値
①毎日飲酒する人の割合の減少	21.3%	19.3%
②生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少	男性 40.9% 女性 5.2%	男性 34.7% 女性 4.4%

(5) 喫煙

指 標	現状値	目標値
成人の喫煙率の減少	14.8%	11.0%

(6) 歯・口腔の健康

指 標	現状値	目標値
①3歳児のむし歯のない幼児の割合の増加	75.2%	80.0%
②12歳の1人当たりむし歯本数の減少	0.6%	0.5%
③歯科医院等で定期的に歯科健診を受ける人の割合の増加	35.1%	38.6%
④歯みがきを毎食後行う人の割合の増加	28.9%	31.8%
⑤歯ブラシだけでなく歯間ブラシ等補助的清掃用具を使う人の割合の増加	29.0%	31.9%

3 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上

(1) こころの健康

指 標	現状値	目標値
①おおいにストレスを感じている市民の減少	男性 11.1% 女性 17.8%	男性 10.0% 女性 16.0%
②自殺者の減少	25 人	19 人未満

(2) 次世代の健康

指 標	現状値	目標値
①朝食を毎日食べている子どもの割合（小学5年生）	82.3%	86.1%
②運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合（週3日以上、小学5年生）	34%	34%
③肥満傾向にある子どもの割合（平均）	市内小学校	3.6%
	市内中学校	4.8%
	5.3%	

(3) 高齢者の健康

指 標	現状値	目標値
第1号被保険者の要介護（要介護1以上）認定率の増加の抑制	14.5%	14.5%
低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の割合の増加の抑制	17.4%	17.4%
ロコモティブシンドロームを認知している市民の割合増加	15.5%	80%

4 健康を支え、守るための社会環境の整備

(1) 地域の絆による社会づくり

指 標	現状値	目標値
保健補導員会の地区自主活動の実施率の増加	99.2%	100%
保健補導員会の地区自主活動の参加者数の増加	5,762 人	6,300 人
食生活改善推進員の人数の増加	163 人 (H27)	180 人

5 食育の推進

指 標	現状値	目標値
①食育に関心がある・どちらかといえば関心がある人の割合の増加	75.4%	85.0%
②主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加 小5、中2（平均） 20歳、30歳代（平均）	91.4% 56.2%	95.0% 70.0%
③塩分摂取量の減少	13.1g (H24)	9.0g
④野菜摂取量の増加	286g (H24)	350g
⑤佐久地域の郷土料理を知っている児童生徒の増加 小学校5年生 中学校2年生	42.3% 60.8%	48.0% 67.0%
⑥地場産物をいつも購入している人の割合	83.3%	90.0%
⑦市立小中学校給食における佐久産農物等の利用割合（食材数ベース）	21.7%	35.0%

第2次佐久市健康づくり21計画（概要版）

平成28年（2016年）3月

発行 佐久市

〒385-8501 佐久市中込3056

電話 0267-62-2111